

平成 25 年第 1 回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成 25 年 5 月 7 日(火曜日)午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて

(長南町税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて

(長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 7 議案第 1 号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結について

日程第 8 常任委員会委員の選任について

日程第 9 議会運営委員会委員の選任について

日程第 10 議会広報特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大	倉	正	幸	君	2番	鈴	木	喜	市	君
3番	森	川	剛	典	君	4番	小	幡	安	信	君
5番	板	倉	正	勝	君	6番	左		一	郎	君
7番	加	藤	喜	男	君	8番	仁	茂	田	健	一君
9番	丸	島	な	か	君	10番	松	崎		勲	君
11番	石	井	正	己	君	12番	丸		敏	光	君
13番	古	市	善	輝	君	14番	松	崎	剛	忠	君

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 藤見昌弘君 副町長 葛岡郁男君
教育長 片岡義之君 総務課長 石橋弘道君
総務室長 田中英司君 企画財政室長(兼)政策室長 常泉秀雄君
住民課長 野口喜正君 税務住民室長 唐鎌幸雄君
保健福祉室長 荒井清志君 事業課長 麻生由雄君
教育課長 蒔田民之君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田邊功一 書記 杉崎武人
書記 片岡勤

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からご挨拶があります。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

既に皆様ご案内のとおり、念願の圏央道が去る4月27日の午後2時に供用開始となりました。供用開始に伴います記念イベントといたしまして、4月6日には長南町主催、そして長柄町と睦沢町の共催によります関原、米満地先の圏央道約800メートルの区間を3町の町民950名の皆様に歩いていただき、盛会裏に開催することができました。

また、翌週の4月13日には、長生郡市合同によりますプレイベントを開催いたしました際には、議会の皆様のご臨席も賜り、誠にありがとうございました。一般の参加者は3,000名を予定いたしましたところ、3,336名の参加をいただき、盛会裏に開催することができました。

また、千田地先、コメリ前の高速バス乗り入れ場も完成し、4月28日から運用を開始したところでございます。今後、圏央道の開通は、本町の多大なる発展に寄与するものと期待しているところでございます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分の承認案件2件と工事請負契約の1件を提案させていただいております。内容については、さきの2月定例議会の終わりにもお願いいたしましたように、地方税法が改正になったことにより、税条例を改正させていただきました。その承認をお願いするものと、長南町保育所遊戯室改築工事の契約締結案件でございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成25年第1回長南町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 勲君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

11番 石井 正己君

12番 丸 敏光君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 勲君）　日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

[議会運営委員長 丸 敏光君登壇]

○議会運営委員長（丸 敏光君）　ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をします。

本委員会は、去る4月24日に委員会を開催し、平成25年第1回臨時会の議会運営について協議・検討いたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認2件、議案1件、議会人事案件3件の計6議案が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等については、お手元に配付いたしました平成25年第1回長南町議会臨時会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松崎 勲君）　日程第3、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君）　異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日5月7日の1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認2件、議案1件の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成25年2月分、3月分の例月出納検査の結果については、お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君）　日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて及び日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めるについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　それでは、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に可決・成立され、同年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法の規定に基づき、専決処分させていただいたところでございます。

主な内容は、町税に関する延滞金の利率の引き下げ、住宅ローン控除の延長と拡充、また東日本大震災関係の長期譲渡所得にかかる課税の特例適用等でございます。

次に、承認第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございますが、先ほどの町税条例の改正理由と同じく、地方税法の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、長南町国民健康保険税条例におきましても改正の必要が生じたもので、3月31日に専決処分させていただいたところでございます。

主な内容は、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する改正並びに特定世帯にかかる世帯平等割額の現行の減額制度の拡充を行うものであります。

以上、承認第1号と承認第2号の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当職員から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君）　これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号及び承認第2号の内容の説明を求める。

税務住民室長、唐鎌幸雄君。

[税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇]

○税務住民室長（唐鎌幸雄君）　それでは、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ただいま町長のほうから提案理由の説明で申し上げましたので、早々、内容の説明に入らせていただきます。なお、説明が前後する場合がございますので、ご了承いただきたいと存じます。

初めに、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表では、参考資料の1ページから11ページになります。

まず、第34条の7及び4ページの中段、下から11行目の附則第7条の4の関係ですが、寄附を行った場合の税額控除関係の改正でございます。都道府県、市町村に対する寄附や共同募金会、日本赤十字社、あるいは一定のNPO団体等に2,000円を超える寄附を行った場合には、一定の計算式に基づき、税額の控除が認められておりますが、内容の変更はなく、法令の改正に伴います条項の整備のため、改正を行うものであります。この改正規定は、平成26年1月1日から施行となります。

次に、3ページ、下から10行目からですが、第54条第5項及び下から5行目の第131条第4項の改正関係ですが、独立行政法人森林総合研究所が行う事業に伴い、指定された仮換地に係ります固定資産税等の納税義務の特例の対象から除外するものであり、両方ともこの部分を削除するものであります。施行は、25年4月1日からです。本町においては、現在、該当はありません。

次に、下から2行目の附則第3条の2から4ページ、中段までの附則第4条の2までの改正の関係でございますが、国税の改正にあわせ、町税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げの改正を行うものであります。現行の延滞金の率を年14.6%であるものを9.3%に、納期限後1ヶ月以内のものは4.3%を3%に、また還付加算金については現行4.3%のものを2%に、それぞれ引き下げるものであります。これは現在の低金利の状況にあわせ引き下げを行おうとするものであります。適用は、26年1月1日以降に係る分からであります。

次に、同じく4ページ、中段の附則第7条の3の2の関係ですが、住宅ローン控除の関係です。個人住民税における住宅ローン控除の延長と拡充であります。期限を26年1月から29年12月まで4年間延長するとともに、所得税から引き切れなかった額を個人住民税から控除する限度額を引き上げるものであります。改正内容は、現行、平成25年12月31日までとされているものを、引き続き26年1月から3月末までの入居者についても、所得税の課税総所得金額等の5%で、限度額は9万7,500円とするものです。

さらに、26年4月から平成29年12月31日までの入居に対しては7%で、限度額は13万6,500円と定めるものであります。これは消費税率引き上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、いつときの税負担の増加による影響を平準化し、緩和する目的のため、また豊かな住生活を確保するという観点から行われるものであります。施行は、平成27年1月1日からとなります。また、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されるものです。

次に、5ページ、2行目からの附則第12条の3並びに附則第17条2の改正関係につきましては、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の関係でございまして、法令の改正に伴います条項の整備となっております。

次に、5ページ、上から7行目の附則第22条の2から7ページ、中段、附則の前までの附則第23条の改正の関係ですが、東日本大震災により被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の規定であります。内容は、東日本大震災により居住用家屋が消滅等して、居住できなくなった方の相続人が、その相続した土地を譲渡した場合に、相続人はこの家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとなりました。

具体的には、3,000万円の特別控除が適用されること、そして3,000万円以上6,000万円までの譲渡所得に対しては、現行では15%のところ、改正後は10%の軽減税率が適用されるというものであります。これらの適用を受けられる相続人等がいて、かつそれを譲渡した場合に該当になるというものでございます。この規定の施

行は、平成26年1月1日からとされております。

附則第23条の改正規定につきましては、東日本大震災に係ります住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例であり、先ほど附則第7条の3の2の住宅ローン控除の改正の関係で申し上げましたが、この法令の改正に伴います条項の整備であり、この関係につきましては27年1月1日からの施行となります。なお、附則につきましては、改正内容で説明いたしました施行期日及び経過措置についての内容でございます。

続きまして、承認第2号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表では14ページから17ページになります。

第5条の2、第7条の3並びに下から2行目までの第21条の関係ですが、国民健康保険の被保険者であった方が、国民健康保険から、75歳になったこと等により、後期高齢者医療制度に移行した場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例制度が現行であります。ただし、5年を経過すると、特定同一世帯とはみなされなくなり、軽減判定されないことになっております。この5年間という期限をなくし、以後、期限を設けずに行うこと改めます。こうすることによりまして、特定同一世帯の世帯員の1人が後期高齢者医療に移った後、5年を超えて、同様の減額措置を受けられるものとなりました。

また、特定世帯、これは2人世帯で1人が後期高齢者医療に移ったことにより、もう1人の方が国保に残った世帯のことを言うものであります、この世帯に係ります世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1に減額する現行措置に加え、その後3年間、4分の1減額する措置を行うものであります。

11ページ、一番下のところの附則第15条の関係ですが、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係ります譲渡期限の延長の特例並びに東日本大震災に係る国税関係法令の臨時特例に関する法律の関係であり、法令の改正に伴います条項の整備のため、改正を行わせていただくものであります。

続きまして、附則の関係でございますけれども、第1条は、施行期日の規定であり、この条例は平成25年4月1日から施行させていただくものであります。ただし、附則第15項の東日本大震災に係る改正規定は、平成26年1月1日から施行させていただくものであります。

第2条は、適用区分についての規定であり、平成25年度分の国民健康保険税についてから適用させていただくもので、平成24年度分までは、なお従前の例によるものであります。ただし、東日本大震災関係の附則第15条の規定は、平成26年度以後の国民健康保険税から適用させていただくものであります。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、承認第1号並びに承認第2号の長南町税条例の一部を改正する条例、長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） ここで承認第1号及び承認第2号の内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求ることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについて採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第7、議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結についてございまが、契約金額が5,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細については担当室長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

[企画財政室長（兼）政策室長 常泉秀雄君登壇]

○企画財政室長（兼）政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

本契約につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。町条例では、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約が該当するものでございます。

契約の内容でございますが、まず契約の目的といたしまして、長南保育所遊戯室改築工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札により、落札者と契約するものでございます。

入札につきましては、先月の4月26日に執行いたしました。

契約金額は1億1,602万5,000円、契約の相手方といたしましては、長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社、代表取締役、片岡暉雄でございます。

片岡工業株式会社とは、4月30日付で仮契約を締結しております、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただくものでございます。

工事の内容といたしましては、既存の遊戯室を解体いたしまして、新たに鉄筋コンクリート造、一部木造でございますが、平屋建て334.33平方メートルの遊戯室を施工するものでございます。

工期につきましては、本契約日の翌日から来年、平成26年3月10日までを予定いたしております。

以上で議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

これから議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） まず、3点伺います。

指名競争入札の指名の業者、何社か、名前まで教えてください。それと、予定価格は設定して、どのくらいだったか。もし最低金額を設定してあれば、幾らだったか。その3点、お願いします。

○議長（松崎 熱君） 企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長（兼）政策室長（常泉秀雄君） それでは、石井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、指名の業者の名前ということでございますけども、10社ございまして、まず片岡工業株式会社、次に日伸建設株式会社、次に株式会社緑川組、次に東日総業株式会社、次に神明建設株式会社、次に関東建設株式

会社、次に株式会社茂原アテックス、次に株式会社三枝組、次に池田工建株式会社、最後ですが、鵜沢建設株式会社でございます。

次に、予定価格でございますが、1億1,655万円でございます。

最低制限価格では、税抜きでございますけども、9,851万円でございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） この10社の中で関東建設というのは、ガスの建設会社じゃないですかね。もしそうでなかったら、申しわけないですけど、どういうような業種か教えてください。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） お答えいたします。

関東建設でございますが、もちろんガス工事の事業もやっておりますけれども、建設業として、町の登録がございます。主にガスを付随する倉庫であるとか、建物、実績もございますので、今回、指名の中に入れたということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 町内の業者が1社も入っていないということは大変寂しい限りでありますけども、落札業者の片岡工業さんと2番札の業者さんとの価格差をお答え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長（兼）政策室長（常泉秀雄君） それでは、丸議員さんのご質問にお答え申し上げます。

2番目の業者との価格差ということでございますが、税抜きで20万円の差ということでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 重複することもありますが、まず大きなところとしては、2月の定例会で予算執行に当たりまして、5点の附帯決議を挙げさせていただきました。強制力のあるものではございませんが、こういう5点について、1、工事の必要性、広報、ホームページ、その他によって、十分住民に周知して、理解を得ること、2、請負工事の入札については、教育施設としての安全性や入札の方法について十分考慮すること、3、管理業務委託料については、入札の効力を入れて検討すること、4、乳幼児を含めた低年齢の幼児がいる保育所の工事については、大型車両の出入りや騒音・振動対策を十分すること、5、卒園式、入園式を新しい施設でできるように工期を遵守すること、以上、5点挙げているわけですが、これについて考慮されたところがあれば、お聞きしておきたい。

それから、入札の金額ですが、今お聞きした中で加えてお聞きしたいのは、1億1,655万円の予定価格が1億1,602万5,000円、52万5,000円安く入札できたわけですね。これが素人考えですけども、価格に対して約99.55%ぐらいですか、ちょっと電卓がないので、イッサの途中までなので、その程度、0.5%ちょっと切る程度安くなつたと、こういう入札金額というのは、大体平常はこの程度の額なんですかねというところだけ、2

点。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、私のほうから、まず附帯決議の対応方針といいますか、どのように対応しているんだという質問にお答えしたいと思います。

5つの附帯決議をいただいてから、葛岡副町長をはじめ、総務課長、住民課長、企画財政室長、企画財政室副主幹、そして私、保健福祉室長で、この対応について協議させていただき、4月4日に方針としてまとめ、決裁を起こしてありますので、その内容について説明させていただきます。

まず、1点目の検討事項ということで、まず1点目として、卒園式を新しい遊戯室で開催できるようにするためには、遅くとも6月上旬に工事着工が必要となる。

2点目として、5,000万円以上の建設工事となるので、議会の議決が必要となるが、6月定例会を待っていれば、卒園式、大体3月25日前後に予定しておりますが、これには間に合わない。一日でも多く工期は欲しい。

3点目として、建築工事が始まると、工事期間中は運動会ができなくなるため、ふだんは秋にやっておりましたが、本年度は6月8日に予定しており、本格的な着工は8日以降となる。

4点目としまして、臨時議会が5月7日、今日ですが、予定されており、ここで議決が得られれば、1ヵ月間の工事の準備期間と6月上旬の着工が可能となる。

5点目としましては、一般競争入札の実施は、公告期間、最低でも10日、縦覧期間、最低でも10日や、執行体制や要綱の整備などを考慮すると、5月7日の臨時議会に提案することは不可能に近い。

6点目としまして、管理業務については、設計者に工事管理を委託したほうが、意匠や設計の継承の必要がなく、設計思想が直接生かされるので、妥当であるとは考えるが、工事管理者が設計者でなければならないというものではないと、これが検討事項でございました。

これから導き出されました本年度の執行方法ですが、まず1点目としましては、保育所遊戯室改築工事は、指名競争入札により、業者を決定し、5月7日、本日の臨時議会へ提案する。

2点目としまして、卒園式の会場は、6月上旬に着工することで、新しい遊戯室でできるようにする。

3点目としまして、工事の必要性の周知は、保育所の運動会等で保護者に工事着工前に広報ちようなん6月号とホームページを使って行うということで、この5月25日に親の会の総会が予定されておりますので、そこで説明を行うという予定をさせていただいております。

4点目として、工事中の安全の確保、騒音・振動対策については、保育所、工事管理者、工事事業者と十分協議し、保育に支障がないように努めるということで、一応監督員には保育所長、私、保健福祉室長、榎本設計がなるので、施工業者と十分に注意し、協議し、工事施工するように心がける。

5点目として、工事管理業務についても、透明性を確保するため、指名競争入札により、委託業者を決定するということで、工事管理業務については、4月26日、指名競争入札を行いまして、契約金額294万円で榎本設計が落札しているところでございます。

あと少し具体的になりますが、一応工事の騒音・振動対策でございますが、これは今回決めた内容じゃないですけれども、一番音が出るのは、やはりくい打ちになりますので、その工法を音の出ない工法、ドリルで穴をあけて、そこにコンクリートを流し込むという、音の出ないような設計となっておりますので、そういった

ところで考慮しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 落札率が99.5%は通常であるかというご質問でございますけれども、建築工事については、町ではそれほど多く行っているわけではありませんので、余り比較はできないんですけれども、土木工事と比較しますと、99.5という数字は、通常よりも非常に高い数字というふうに思います。ただし、今回の工事の設計と予定価格については、ちょっと厳しいところがあったのかなというふうに思います。その結果の99.5%というふうに感じております。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 99.5のほうでちょっと詳しく教えていただきたいのは、1点目、了承しましたので、例えば難しい内容の設計であったという工事だからということで、お金はなかなかおろせないでしょうけども、落札、札を入れたのは公表できるんですよね。そうしたら、ベストファイブ、追加で申しわけないですけども、1億1,602万5,000円からだんだん業者が上がっていいくわけですよね。そうすると、20万円というのは、その上がりで、例えば予定金額をオーバーしている業者もいるわけですから、そういうところをちょっと知りたいので、ちょっと5点ぐらい、金額を言ってってもらえますかね。

○議長（松崎 熱君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 10社、指名しましたけれども、このうち6社が入札を辞退しております。その6社の辞退の理由というのは、手持ち工事が多いということと、会社の都合によるということ、その2点の理由での6社の辞退でございます。

したがいまして、入札に参加したのが4社ということで、まず片岡工業の次が1億1,070万円でございます。税抜きで札の金額ですけれども、片岡工業が1億1,050万円でございます。次が低いところで1億1,070万円でございます。次が1億1,077万円でございます。最後に、4番目の札が1億1,080万円でございます。

以上でございます。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） ほかに。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 申しわけありません、長くなるかもしれませんけども、この工事によってできる保育所遊戯室の耐用年数と、これから園児の推移を長南町としてはどのように見ているのか、お願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 一般的に鉄筋コンクリート、あと一部木造になりますけれども、鉄筋コンクリート部分のところについては50年ぐらいはというふうに考えています。ただ、一部木造がありますので、別々に考えるのか、一緒に考えるのか、ちょっとわかりませんけれど、そういうふうに考えております。

園児の推移でございますが、感覚的に、ちょっと資料を持ち合わせていないので、どのぐらい減っていくのかというのはちょっとわかりませんけど、もちろん減少傾向にあるというのは、皆さん承知というか、感覚にありますとおりでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 先般、国立社会保障・人口問題研究所というところが2040年度までの日本の人口の減少の推移というのを統計的に出しておられます。その中に長南町も載っております。2040年の長南町の総人口が5,165人ということで載っております。町の第4次総合計画、平成32年度までの総合計画による町の想定人口が8,200人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による長南町の想定人口は7,679人になっております。

格差が大分大きいと思うんですけれども、今後、町のみならず、日本が減っていく中で、ダウンサイジングといいますか、物を小さくするダウンサイジングですね、そういうことが課題として挙げられていると思うんですね。確かに今のものでつくるを得ない状況というのは、先月の議会のときにも質問させていただきまして、私なりに納得もしておりますけれども、今後、このように人口の減少が急速に進む。特に昨年度の長南町の出生数が10人台だった、20人に届かなかつたという非常に衝撃的なこともあるわけですから、そういうことを考えて、今後、これからどういう建物をどのようにつくるかというのは、まだまだ未定のことかと思いますけれども、今、要求されているから、それをつくることよりも、これからどういうふうになっていくかということを考えながら、ダウンサイジングでつくっていくこともまた重要ではないかという感じがするのですが、その点について考慮なされたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） まず、人口のお話なんですが、基本計画を見ていただけわからるとおり、8,200人というのは、希望的な考え方で、先ほど言った普通の人口よりも500人ほどふやしているところで、先ほど言った人口調査局の調査の数値とは、少し町のほうが多くなっているというところでございます。全国的な人口減少が始まつた中で、スマールシティの考え方であるとか、そういったものは出ておるところでございますけれども、このまま人口が減り続けていくと、本当に日本人がいなくなるというような計算にもすぐなってくるのですが、私としては、どこかで寄り戻しがある。

今現在は、すぐふえないけれども、このままいったら、本当に日本の人口はなくなっちゃって、フランスのように、少なくなってきたところで、ぶり返しで今はふえているというような形の想定もありますので、保育所に関しては、いろいろこれから起こる人口減少の問題もあるでしょうけれども、必ず長南町には1カ所は必要だと。どのくらいの規模、もっと小ぢやくてもいいんじゃないかという考え方もあるかと思いますが、今現在のサイズであれば、これから人口が減っていきますけれども、管理にも困らないし、ふえたとしても、多少の融通性はきくということで、今のサイズとして保育所はあるべきであると考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 最後に3回目の質問だから、町長さんのお考えのほうもお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今までそれぞれがお答えしておるとおりでございますけれども、一番の問題は、人口が減るということでございます。それで、私も今、小幡議員から言わされた数字は、ついこの間、3月の数字を、この地域の首長が集まったところで研修会をやって、聞いた数字であって、質問しようと思ったけど、時間がなくて、5時ちょっと過ぎだったので、すぐ講師が帰っちゃったんですが、長南の場合はたしか5,200ぐらいになると思うのですが、そうすると日本の人口も、都心はふえるようでございますけれども、あとはほとんどが減るようになっていて、その後、首長からいろいろ出た話は、これは一つの器、日本の國の器として考えた場合は、将来は合衆国でもならないと、今の生活機能ですか、こういったものが成り立たないというような話も出ていて、本当に深刻な問題だなというふうには考えておりました。そういったことで、人口対策も、今後は町としては、全体に減るんですけど、パイは小さくなるんですが、それをいかにして呼び寄せるかということが今後大きな課題であるというふうに考えています。

それと、今、質問の要旨にあった保育所なら保育所、これからいろんなものをやるわけでございますが、規模というものを、将来、長い耐用年数のあるものについては考えるべきだと。当然、小幡議員のおっしゃるところだと思います。例えば今、小学校の問題が出ている。ちょっと答弁が長くなりますけども、小学校の問題が出ていて、実は中学校のげた箱の数を調べろと言って、調べてもらったら、576だというのが課長のほうから私のところへ返ってきて、低学年は別ですけども、5年生、6年生は中学校と同じような、何年かたっておられますので、子供たちの体型と申しますか、大きくなっているだろうから、そうすると低学年の校舎かなんかだけつくれば、中学にみんな入れられるんじゃないかなというような、そういった感覚で減っておる。実際は減っている。それをどういうふうに使うかというと、空き家にしないかというと、そういう論法も成り立たないということはない。

それで、今、保育所の問題で、小幡議員は将来の人口を推計したかということですが、現在を考えました。じゃあ10年のうちにこれだけでいいということで、それにしたら、現在はこれだけ必要だということになると、そこに若干ギャップがございます。問題があるんじゃないかなと。

それと、もう一つは、事保育所の遊戯室にすると、ご案内のように、今よりも若干大きくなるんですね。ほんのわずかですけれども、それでもごらんになったとおり、非常に今、子供ばかりじゃなくして、おうちの方々も来てくれるということで、ですから事遊戯室については、あの大きさでも私は耐用年数ぐらいは、児童数が仮に園児が半分になんしても、快適に近いような、だんだん近づいていくような施設に該当するのではないかと。これは遊戯場だけ考えた場合ですね。ただ、ほかの問題については、将来のそういった推計を十分考える中で、そのときそのとき計画していく必要があるというふうに、今後いろんなものを進める上では、基本的にはそのように考えています。

以上です。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ちょっと指名の関係で若干お聞きしますけども、町には建設業ということで、指名の参加の願いが来ていると思いますけども、10社を選んだということですが、何社ぐらい指名参加願いの建設業者がいたかなと。それから、今回見ますと、6社辞退ということですが、余り知る人ぞ知るような店なのかもし

れませんが、会社かもしれませんけども、ゼネコンとは言いませんけども、ミニコンとか、何というのかわからんないですけども、二流ぐらいの会社が指名参加の依頼に来ているのかどうか、その辺だけ、わかれればお聞かせください。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 今回の指名業者の選定ですけれども、建設業者ということで、ちょうど1億円ぐらいの工事をする業者というのが余り多くございません。まず、第一に考えたのは、長生郡市内を考えた近隣の業者ということで考えましたところ、8社ようやく選定できたということ、それで10社にするには、あと2社どうしようかということで考えたときに、長南中学校を建設したときには、ゼネコンと小さい会社のJVを組んで行つたんですけれども、その際のJVの出資比率が、大きいところは70%、小さいところは30%ぐらいという比率でJVを組んだんですけれども、JVを組んだ小さいほうの業者ということで、池田工建と鶴沢建設の2社を選定させていただいて、ようやく10社を選べることができたということで、非常に業者が少ないということでちょっと苦労したということでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 結局、建設業で登録しているのは何社ぐらいありますか、今のところ。わからなければ、後で結構ですけども、わかりました。もうちょっと名のある会社の名前があってもいいかなと思ったんですけども、規模が1億円ということで、またその選定の範囲だと思いますけども、6社も辞退ということになりますと、数だけ選んで、中身が4社ということもちょっと寂しいなと思いますので、業者選定に今後また当たりましては、十分慎重に、工事の規模がどうでも、もうちょっと名のある会社を選んでもいいんじゃないかなと思いましたので、ちょっとお聞きしました。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

議案第1号 長南保育所遊戯室改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時05分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（松崎 勲君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（松崎 勲君） お諮りします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時半を予定しております。

なお、各常任委員長、副委員長の互選があり、議会運営委員会委員の選出のため、各常任委員会を10時40分から、総務常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室に招集いたしますので、委員はご参集ください。

(午前10時28分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時26分)

○議長（松崎 勲君） 各常任委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付したとおりです。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（松崎 勲君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は午後2時半を予定しております。

なお、委員長、副委員長の互選及び各種行政委員の選任のため、議会運営委員会を1時から第1委員会室に招集いたしますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

(午前11時29分)

○議長（松崎　勲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後　2時30分)

○議長（松崎　勲君）　議会運営委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

◎議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（松崎　勲君）　日程第10、議会広報特別委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（松崎　勲君）　お諮りします。

議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は3時を予定しております。

なお、委員長、副委員長の互選のため議会広報特別委員会を2時35分、第1委員会室に参集いたしますので、委員、よろしくお願ひいたします。

(午後　2時33分)

○議長（松崎　勲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後　3時10分)

○議長（松崎　勲君）　議会広報特別委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

お諮りします。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、先ほど議会運営委員会で協議をしていただき、お手元に配付した名簿のとおりです。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎　勲君）　異議なしと認めます。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、お手元に配付した名簿のとおり決定します。

◎閉会の宣告

○議長（松崎 熱君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

（午後 3時12分）